

日本教育学会 大会支援部設置規則

制定 2026 年 8 月 7 日

第 1 条 大会支援部は年次大会（一般社団法人日本教育学会大会）に関連するプログラム作成支援等を目的として、理事会のもとに大会支援部を設置する。

第 2 条 大会支援部は、地区代表および学校問題担当者を除く理事のうちから会長が指名し、理事会によって承認された支援部員 6 名程度によって構成される。

第 3 条 大会支援部は、本規則の制定後、大会総会における承認を経て設置する。

第 4 条 支援部員の任期は原則として就任日から 1 年とする。

第 5 条 大会支援部に、支援部長 1 名をおく。支援部長は、支援部員の中から会長が指名する。

2 支援部長は支援部を招集し、大会実行委員会ならびに学会事務局と連携して業務を統括する。

第 6 条 大会支援部は、大会実行委員会が作成したプログラム編成案の自由研究発表部会を確認する。必要に応じて大会実行委員会と協議し調整を行う。

2 プログラム編成案に基づき、オンライン部会の自由研究発表部会の司会者を選定・依頼し、確定させる。対面部会については大会実行委員会から司会依頼をし、確定させる。

3 プログラム編成案に決定した司会者を追加し大会実行委員会と学会事務局に連絡する。

4 大会実行委員会が作成した公開前のプログラム原稿を確認し、大会実行委員会にフィードバックをする。

第 7 条 支援部はその準備・支援状況について大会実行委員会と会長、事務局長に随時報告を行う。会長及び事務局長は必要に応じ支援部の活動について指示を与えることができる。

第 8 条 本規則の改正は、理事会の議を経るものとする。

附則 1 この規則は 2026 年 8 月 24 日より施行する。

附則 2 第 4 条の規定にもかかわらず第一期の支援部員の任期は、本規則施行後の理事会で承認された日から理事の任期満了の日までとする。